

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 25 年
神奈川県条例第 21 号）新旧対照表

新	旧
<p>目次 第 1 章～第13章 (略) 第14章 雑則 (第267条) 附則 第 1 条～第 3 条 (略) (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第 5 条～第54条 (略) (運営規程) 第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) (略) (勤務体制の確保等) 第55条の2 (略) 2 (略) 3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>目次 第 1 章～第13章 (略) <u>(新設)</u> 附則 第 1 条～第 3 条 (略) (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第 4 条 (略) 2 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第 5 条～第54条 (略) (運営規程) 第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(7) (略) <u>(新設)</u> (8) (略) (勤務体制の確保等) 第55条の2 (略) 2 (略) 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第55条の2の2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第55条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第55条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(揭示)</p> <p>第55条の4 (略)</p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第55条の4 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第55条の5～第55条の8 (略)</p> <p>(市町村が実施する事業への協力等)</p> <p>第55条の9 (略)</p> <p>2 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定</u></p>	<p>第55条の5～第55条の8 (略)</p> <p>(市町村が実施する事業への協力__)</p> <p>第55条の9 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第55条の10 (略) <u>(虐待の防止)</u></p>	<p>第55条の10 (略) <u>(新設)</u></p>
<p><u>第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>第55条の11～第62条 (略) (準用)</p>	<p>第55条の11～第62条 (略) (準用)</p>
<p>第63条 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>第63条 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>第64条～第72条 (略) (運営規程)</p>	<p>第64条～第72条 (略) (運営規程)</p>

新	旧
<p>第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p>	<p>第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>第74条 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第74条 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2 から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4 中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>
<p>第76条～第82条 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第76条～第82条 (略)</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

新	旧
<p>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>第84条 (略) (準用)</p> <p>第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、<u>第69条及び第73条の2</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と</u>、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、<u>第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第86条 (略) (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議、リハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第84条 (略) (準用)</p> <p>第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び<u>第69条</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4</u>中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と</p> <p><u>読み替えるものとする。</u></p> <p>第86条 (略) (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議、リハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議</p>

新	旧
<p>置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p>	<p>_____をいう。以下同じ。)その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p>
<p>(2)～(13) (略)</p>	<p>(2)～(13) (略)</p>
<p>第88条～第91条 (略) (運営規程)</p>	<p>第88条～第91条 (略) (運営規程)</p>
<p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>第93条 (略) (準用)</p>	<p>第93条 (略) (準用)</p>
<p>第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、<u>第69条及び第73条の2</u>の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と</u>、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、<u>第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条_____の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4</u>_____中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と_____読み替えるものとする。</p>
<p>第95条 (略)</p>	<p>第95条 (略)</p>
<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>
<p>第96条 (略)</p>	<p>第96条 (略)</p>
<p>2 薬剤師_____の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議への参加により行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加により行うことが困難なときは、原則として、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付により行うこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切にこれを提供すること。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p> <p>第97条～第120条 (略) (運営規程)</p> <p>第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業</p>	<p>(新設)</p> <p>(4) (略) (新設)</p> <p>第97条～第120条 (略) (運営規程)</p> <p>第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業</p>

新	旧
<p>者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第121条の3 (略) (非常災害対策)</p>	<p>第121条の3 (略) (非常災害対策)</p>
<p>第121条の4 (略)</p>	<p>第121条の4 (略)</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第122条 (略)</p>	<p>第122条 (略)</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第123条 (略)</p>	<p>第123条 (略)</p>

新	旧
<p>(準用)</p> <p>第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「<u>第121条</u>」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「<u>心身の状況、病歴</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第125条～第129条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第130条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員<u>_____</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。</p> <p>7 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から<u>第8項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第131条～第138条 (略) (運営規程)</p> <p>第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (略)</p> <p>第140条 (略)</p>	<p>(準用)</p> <p>第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3 _____、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「<u>第121条</u>」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「<u>心身の状況、病歴</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第125条～第129条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第130条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 第1項第2号の生活相談員並びに<u>_____</u>同項第3号の介護職員及び看護職員<u>_____</u>の<u>それぞれのうち1人</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第131条～第138条 (略) (運営規程)</p> <p>第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u> (9) (略)</p> <p>第140条 (略)</p>

新	旧
<p>(衛生管理等) 第140条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(衛生管理等) 第140条の2 (略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第141条・第142条 (略) (準用)</p> <p>第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第141条・第142条 (略) (準用)</p> <p>第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条_____、第55条の4から第55条の11まで_____、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2中_____「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第144条～第153条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第154条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第4項第1号及び第2号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属</p>	<p>第144条～第153条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第154条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第4項第1号及び第2号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属</p>

新	旧
<p>するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>こと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第155条・第156条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>10 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p>	<p>するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、_____おおむね10人以下としなければならない_____。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) ユニットに属さない居室を改修したもののについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。</u></p> <p><u>(オ)</u> (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>第155条・第156条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p>

新	旧
<p>事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第159条～第165条の2 (略) (準用)</p>	<p>第159条～第165条の2 (略) (準用)</p>
<p>第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第1号中「第145条第2号」とあるのは「第165条の3において準用する第145条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは</p>	<p>第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第1号中「第145条第2号」とあるのは「第165条の3において準用する第145条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは</p>

新	旧
<p>「第165条の3」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と読み替えるものとする。</p> <p>第166条～第171条（略） （準用）</p> <p>第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から_____第55条の11まで（第55条の8第5項及び第6項並びに<u>第55条の9第2項を除く。</u>）、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節（第136条第1項及び第143条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第173条～第178条（略） （運営規程）</p> <p>第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項</p>	<p>「第165条の3」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と読み替えるものとする。</p> <p>第166条～第171条（略） （準用）</p> <p>第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条_____、第55条の4から<u>第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）</u>、第55条の9から第55条の11まで_____、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節（第136条第1項及び第143条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第51条の13中_____「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2中_____「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第173条～第178条（略） （運営規程）</p> <p>第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項</p>

新	旧
<p>基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>_____</p>
<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第196条～第211条 (略) (身体的拘束等の禁止)</p>	<p>第196条～第211条 (略) (身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第212条 (略)</p>	<p>第212条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略) (運営規程)</p>	<p>(2)・(3) (略) (運営規程)</p>
<p>第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(新設)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第214条 (略)</p>	<p>第214条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____</p>
<p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第215条～第217条 (略) (準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から第55条の11まで<u>(第55条の9第2項を除く。)</u>、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第219条～第231条 (略) (運営規程)</p> <p>第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) (略)</p> <p>第233条・第234条 (略) (準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から第55条の11まで<u>(第55条の9第2項を除く。)</u>、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護</u></p>	<p>第215条～第217条 (略) (準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで_____、第55条の4から第55条の11まで_____、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条_____中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、<u>第55条の4中_____「第55条」とあるのは「第213条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」</u>とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第219条～第231条 (略) (運営規程)</p> <p>第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(新設)</u> <u>(10) (略)</u></p> <p>第233条・第234条 (略) (準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで_____、第55条の4から第55条の11まで_____、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の4中_____「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護</u></p>

新	旧
<p>予防サービス事業所」と、<u>第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>予防サービス事業所」と、<u>第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第236条～第242条 (略) (運営規程)</p>	<p>第236条～第242条 (略) (運営規程)</p>
<p>第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) (略)</u></p>	<p><u>(6) (略)</u></p>
<p>第244条・第245条 (略) (衛生管理等)</p>	<p>第244条・第245条 (略) (衛生管理等)</p>
<p>第246条 (略) 2～5 (略)</p>	<p>第246条 (略) 2～5 (略)</p>
<p><u>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(揭示及び目録の備付け)</p>
<p><u>(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>第247条 (略)</p>
<p><u>(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(揭示及び目録の備付け)</p>	<p>第247条 (略)</p>
<p>第247条 (略) 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>第247条 (略) <u>(新設)</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第248条 (略) (準用)</p>	<p>第248条 (略) (準用)</p>
<p>第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52</p>	<p>第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52</p>

新	旧
<p>条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p>	<p>条の2、第52条の3、第54条____、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項____の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13中____「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と____読み替えるものとする。</p>
<p>第250条～第253条 (略) (準用)</p>	<p>第250条～第253条 (略) (準用)</p>
<p>第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から____第55条の11まで(第55条の8第5項及び第6項を除く。)並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者</p>	<p>第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条____、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで____並びに第121条の2第1項及び第2項____並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。))」とあるのは「以下同じ。))、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13中____「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者</p>

新	旧
<p>代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第255条～第262条 (略) (準用)</p> <p>第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項、<u>第2項及び第4項</u>、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において読み替えて準用する第243条」と、<u>同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、<u>同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第245条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第264条～第266条 (略)</p>	<p>代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と_____</p> <p>_____、 第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第255条～第262条 (略) (準用)</p> <p>第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条_____、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項<u>及び第2項</u>_____、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において読み替えて準用する第243条」と、_____</p> <p>_____「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と_____</p> <p>_____、第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第245条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。</p> <p>第264条～第266条 (略)</p>

新	旧
<p>援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第204条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第204条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<p>31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第228条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	<p>31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第228条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>
<p>32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第206条第4項及び第5項並びに第230条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第206条第4項及び第5項並びに第230条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
33 (略)	33 (略)